

兵高教組

## 調査情報

2014年10月18日

17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 県人事委員会に団体署名(102分会分)を提出 人事委員会は本来の役割を果たし県独自の判断を!

10月10日(金)、第2回目の人事委員会との交渉が行われ、高教組・兵庫教組から合わせて約20名が参加しました。冒頭、雨松高教組委員長より県人事委員会栃尾局長に102の職場からの団体署名が提出されました(写真右)。

挨拶の中で岸本兵庫教組委員長からは「勧告がこれだけ遅れているのは『総合的見直し』について周りの様子をうかがっているようにしか見えない。兵庫県下の状況をふまえた県独自の勧告を速やかに出してほしい。」と伝えましたが、局長回答は「国及び他府県との均衡を図ること」に終始し、交渉団からは怒りと不満の声があがりました。



## ☆栃尾人事委員会局長からの回答のポイント

### ○「給与制度の総合的見直し」について

様々な意見があることは承知しているが、国および他の都道府県との均衡を基本とすべきである、と考えている。現在のところ大半の団体が国に準じた勧告を行っており、本県においても「見直し」を行う方向で検討している。

### ○「給与抑制措置」(県独自カット)について

人事委員会勧告制度とは別の観点から提案されたものであり、労使間協議で合意・実施されているものと認識しているが、「段階的に縮小を図る」という方針については検討していきたい。

### ○「月例給及び一時金」について

現在、民間の調査等の結果を集計・分析し、公民較差や特別給の支給状況を精査している。もう少し時間が欲しい。

### ○臨時教職員の賃金・労働条件について

臨時教職員の処遇について人事委員会が直接言及することは難しい。いただいた意見は任命権者に伝えるスタンスには変わらない。

### ○超過勤務の改善について

「勤務時間の適正化新対策プラン」をどう実効あるものにするかが課題。実地調査の結果も含め、勧告の中での対応・表現方法を検討している。

## ☆参加者から

「国及び他府県との均衡」や「勤務時間適正化新対策プラン」についての「大変優れたもの」との発言等、現場の意識との大きな乖離に、参加者からは「もっと現場のありのままの実態をつかんで欲しい」という声が多くあがりました。

## ☆組合側からのまとめ(雨松高教組委員長)

### ○人事委員会とは

憲法第28条は「勤労者の団結する権利、団体交渉及び団体行動の権利」という、憲法の中で唯一「国民」意外に特定の一部の権利を認めた特別な意味をもつ条文だ。この28条を公務員に適用しない代わりに、労働基本権(制約)の代償措置として人事院(人事委員会)を設けた。みなさんは、憲法28条に基づいてそこに座っておられる。この28条の主語は「勤労者」だ。その勤労者の権利を守る、という立場がまず第一義的に人事委員会にはある。中立でさえあってはならない。それが嫌だというのなら、辞めてもらうしかない。

### ○超過勤務の問題について

勤務時間の問題については「地を這うような努力」をしていただきたい。労基法上は、これに違反すれば罰金刑または禁固刑が課せられる。超勤を命じている校長が違法な超勤状態を放置していれば、禁固刑になれば失職だが、そういう自覚を持ってやっている校長なんていない。県教委の作ったプランを見て、あれが良いというような抽象的なことではなくて、超勤があるのならそれを減らしなさいという具体的な指導をしない限り超勤は減らない。前提として、超勤は違法なのだ。それを是正させることが勤労者の立場に立つのだという人事委員会の姿勢をぜひ行動で示していただきたい。

### ○まとめ

「総合的な見直し」の問題、「県行革」にかかわる問題、これに「現給保障」の問題、これらについては「勤労者の」立場に立ってきちんと検討して、改めて回答いただきたい。